

条 例	規 則	審査基準
<p>指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>第二章 訪問介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第五条 指定居宅サービスに該当する訪問介護(以下「指定訪問介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第六条 指定訪問介護の事業を行う者(以下「指定訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以</p>	<p>指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則</p> <p>第二章 訪問介護</p> <p>第一節 指定居宅サービスに関する基準</p>	<p>指定居宅サービス等及び指定介護予防等に関する審査基準</p> <p>第三 介護サービス</p> <p>一 訪問介護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 訪問介護員等の員数(基準条例第六条第一項)</p> <p>① 指定訪問介護事業所における訪問介護員等の員数については、常勤換算方法で2.5人</p>

<p>下「指定訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は令第三条第一項に規定する者をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。</p>		<p>以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定訪問介護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。</p> <p>② 勤務日及び勤務時間が不規則な訪問介護員等(以下「登録訪問介護員等」という。)についての勤務延時間数の算定については、次のとおりの取扱いとする。</p> <p>イ 登録訪問介護員等によるサービス提供の実績がある事業所については、登録訪問介護員等1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録訪問介護員等の前年度の週当たりの平均稼働時間(サービス提供時間及び移動時間をいう。)とすること。</p> <p>ロ 登録訪問介護員等によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためイの方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でない認められる事業所については、当該登録訪問介護員等が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実績に即したものでなければならな</p>
---	--	--

<p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定訪問介護事業者が第一号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)第五条による改正前の法(以下「旧法」という。))第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第一号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法</p>		<p>いたため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。</p> <p>③ 出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の訪問介護員等の勤務延時間数には、出張所等における勤務延時間数も含めるものとする。</p> <p>(2) サービス提供責任者 (<u>基準条例第六条及び基準規則第三条</u>)</p> <p>① 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。なお、これについては、指定訪問介護事業所ごとに最小限必要な員数として定められたものであり、1人のサービス提供責任者が担当する利用者の数の上限を定めたものではないことに留意するとともに、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。</p> <p>イ 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。</p> <p>ロ 利用者の数については、前3月の平均値を用いる。この場合、前3月の平均値は、暦月ごとの実利用者の数を合算し、3で除</p>
--	--	--

【第三の一 訪問介護】

<p>によることができる。</p> <p>3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p>		<p>して得た数とする。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により利用者の数を推定するものとする。</p> <p>ハ 当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算すること。</p> <p>② 利用者の数に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）の2分の1以上に達している者でなければならない。</p> <p>イ 利用者の数が40人を超える事業所については、常勤換算方法とすることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数を40で除して得られた数（小数第1位に切り上げた数）以上とする。</p> <p>ロ イに基づき、常勤換算方法とする事業所</p>
--	--	--

<p>4 第二項のサービス提供責任者は介護福祉士その他規則で定める者であつて、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、規則で定める事業所の職務に従事させることができる。</p>	<p>(サービス提供責任者)</p> <p>第三条 条例第六条第四項の規則で定める者は、厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成二十四年厚生労働省告示第百十八号）に規定する者とする。</p> <p>2 条例第六条第四項の規則で定める事業所は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚</p>	<p>については、以下に掲げる員数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。</p> <p>a 利用者の数が40人超200人以下の事業所 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から1を減じて得られる数以上</p> <p>b 利用者の数が200人超の事業所 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に2を乗じて3で除して得られた数（1の位に切り上げた数）以上</p> <p>従って、具体例を示すと別表1に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。</p> <p>③ <u>基準条例第六条第五項は、常勤のサービス提供者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所であつて、当該事業所のサービス提供責任者が行う業務が効率的に行われていることにより、サービス提供責任者が担当する利用者を増すことに支障が無いと認められる事業所に置くべ</u></p>
--	---	--

<p>5 <u>第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。</u></p>	<p>生労働省令第三十四号。以下この項において「指定地域密着型サービス基準」という。) 第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。) 又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。) とする。</p> <p>参考：厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者 (平成二十四年三月十三日厚生労働省告示第百十八号)</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号) 第五条第四項及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号) 第五条第四項に規定する厚生労働大臣が定める者は次に掲げる者とする。</p> <p>一 社会福祉士及び介護福祉法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十五号) 附則第二条第二項の規定により行うことができることとされた同法第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号) 第四十条第二項第五号の指定を受けた学校又は養成施設において6月以上介護</p>	<p><u>きサービス提供責任者の員数について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。</u></p> <p>イ 「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が、当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が1月あたり30時間以内であること。</p> <p>ロ 「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、居宅基準においてサービス提供責任者が行う業務として想定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下の様な取組が行われていることをいうものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員の勤務調整(シフト管理)について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること。 ・利用者情報(訪問介護計画やサービス提供記録等)について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により職員間で円滑に情報共有することを可能としていること。 ・利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制(主担当や副
---	---	---

	<p>福祉士として必要な知識及び技能を習得した者</p> <p>二 <u>介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第36号）第二十二條の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程又は1級課程を修了した者</u></p> <p>三 3年以上介護等の業務に従事した者であつて、介護保険法施行規則第二十二條の二十三第一項に規定する<u>介護職員初任者研修課程</u>を修了したもの</p>	<p><u>担当を定めている等）を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、等が居サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること</u></p> <p><u>この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、②の規定にかかわらず、別表2に示すサービス提供責任者を配置するものとする。</u></p> <p>④ サービス提供責任者については、訪問介護員等のうち、<u>介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成二十四年厚生労働省告示第百十八号。以下「サービス提供責任者告示」という。）に規定する者</u>であつて、原則として常勤の<u>者</u>から選任するものとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。</p> <p>イ 専ら指定訪問介護の職務に従事する者であること。</p> <p>ロ イにかかわらず、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができること。この場合、それぞれの職務については、<u>第二 [総論]</u></p>
--	---	--

の2の(3)にいう、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものであることから、当該者についてはそれぞれの事業所における常勤要件を満たすものであること。

第二の2の(3)より

(3)「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十三条第一項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障が無い体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

また、同一の事業者によって当該事務所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たす。

【第三の一 訪問介護】

すものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

⑤ サービス提供責任者の任用要件として、サービス提供責任者告示において、「3年以上介護等の業務に従事した者であって、介護職員初任者研修課程を修了したもの」(介護職員基礎研修課程又は1級課程を修了した者を除く。)と定めているところであるが、この要件については暫定的なものであることから、指定訪問介護事業者は、これに該当するサービス提供責任者に介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないこと。

なお、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、3年以上の実務経験は要件としないものであること。

また、ここでいう「3年以上介護等の業務に従事した者」については、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第二号に規定する「3年以上

【第三の一 訪問介護】

介護等の業務に従事した者」と同様とし、その具体的取扱については、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和六十三年二月十二日社庶第二九号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知）の別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」を参考とされたい。

- ⑥ 3年間の実務経験の要件が達成された時点と介護職員初任者研修課程（2級課程を修了した場合は2級課程）の研修終了時点との前後関係は問わないものであること。

また、介護等の業務に従事した期間には、ボランティアとして介護等を経験した期間は原則として含まれないものであるが、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）に基づき設立された特定非営利活動法人が法第七十条第一項の規定に基づき訪問介護に係る指定を受けている又は受けることが確実に見込まれる場合であって、当該法人が指定を受けて行うことを予定している訪問介護と、それ以前に行ってきた事業とに連続性が認められるものについては、例外的に、当該法人及び法人格を付与される前の当該団体に所属して当該事業を担当した経験を有する者の経験を、当該者の3年の実務経験に算入して差し

<p>6 指定訪問介護事業者が<u>第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p>		<p>支えないものとする。</p> <p>なお、この場合において、介護福祉士国家試験の受験資格としても実務経験の算入を認められたものと解してはならないこと。</p> <p>参考:指定訪問介護事業者の指定申請等におけるサービス提供責任者の経歴に係る提出書類の取扱いについて(平成二十年七月二十九日 老振発第〇七二九〇〇二号 厚生労働省老健局振興課長通知)</p> <p>(3) 管理者 (<u>基準条例第七条</u>)</p> <p>指定訪問介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお管理者は、訪問介護員等である必要はないものである。</p>
--	--	--

<p>第三節 設備に関する基準</p> <p>第八条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者が<u>第六条第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者</u>の指定を併せて</p>		<p>① 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合</p> <p>② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）</p> <p>2 設備に関する基準（<u>基準条例第八条</u>）</p> <p>(1) 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくて</p>
---	--	--

<p>受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>		<p>も業務に支障がないときは、指定訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p> <p>(2) 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。</p> <p>(3) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問介護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。</p> <p>なお、事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。</p>
<p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提</p>	<p>(文書の交付に代わる重要事項の明示方法等)</p> <p>第四条 条例第九条の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族からの申出に基づき、電子情報処理組織（指定訪問介護事業者の使用に係る電子</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び同意</p> <p><u>基準条例第九条及び基準規則第四条</u>は、指定訪</p>

<p>供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三十条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項につき、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)であつて次に掲げる方法により提供する方法とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第九条に規定する重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(第三項に規定する電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は第四項に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあつては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録 	<p>問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問介護事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該指定訪問介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定訪問介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p>
---	--	---

	<p>する方法)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、重要事項を第一項各号に掲げる方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第一項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>4 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした</p>	
--	--	--

<p>(提供拒否の禁止)</p> <p>第十条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第十一条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認められた場</p>	<p>場合は、この限りでない。</p>	<p>(2) 提供拒否の禁止</p> <p><u>基準条例第十条</u>は、指定訪問介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。また、利用者が特定のサービス行為以外の訪問介護サービスの利用を希望することを理由にサービス提供を拒否することも禁止するものである(ただし、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」(平成十二年十一月十六日老振第七六号)の1を除く。)。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難な場合である。</p> <p>(3) サービス提供困難時の対応 (<u>基準条例第十一条</u>)</p> <p>指定訪問介護事業者は、<u>基準条例第十条</u>の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認められた場合には、<u>基準条例第十一条</u>の規定により、</p>
--	---------------------	--

<p>合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。</p> <p>(要介護認定の申請に係る援助)</p> <p>第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用</p>		<p>当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p> <p>(4) 受給資格等の確認</p> <p>① 基準条例第十二条第一項は、指定訪問介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。</p> <p>② 基準条例第十二条第二項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定訪問介護事業者は、これに配慮して指定訪問介護を提供するように努めるべきことを規定したものである。</p> <p>(5) 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>① 基準条例第十三条第一項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が</p>
---	--	--

<p>申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない場合等であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までになされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p>		<p>申請時に遡ることにより、指定訪問介護の利用に係る費用が保険給付の対象となりうることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>② <u>基準条例第十三条</u>第二項は、要介護認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該更新認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
--	--	--

<p>第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(<u>指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年大分県条例第四十七号。以下「指定居宅介護支援基準条例」という。)</u> <u>第二十六条第三項</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>第十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の</p>		<p>(6) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p>
---	--	-----------------------------------

<p>提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)</p> <p>第十七条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画(施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければ</p>		<p>基準条例第十六条は、施行規則第六十四条第一号イ又はロに該当する利用者は、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、施行規則第六十四条第一号イ又はロに該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>参考:「施行規則第六十四条第一号イ又はロに該当する利用者」とは、①居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、②その居宅サービス計画にもとづく指定居宅サービスを受ける利用者のことをいう。このとき、居宅介護支援事業者は、指定事業者(第一号イ)のほか、基準該当事業者(第一号ロ)も含む。</p> <p>参考:「施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画」とは、小規模多機能型居宅介護事業所で作成した居宅サービス計画(ハ)及び被保険者(利用者)が自分で作成し、市町村に届け</p>
---	--	--

<p>ばならない。</p> <p>(居宅サービス計画の変更の援助)</p> <p>第十八条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(身分を証する書類の携行)</p> <p>第十九条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用</p>		<p>出た計画(ニ)をいう。</p> <p>(7) 居宅サービス計画等の変更の援助</p> <p>基準条例第十八条は、指定訪問介護を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定訪問介護が居宅サービス計画（法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定訪問介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。）は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>(8) 身分を証する書類の携行</p> <p>基準条例第十九条は、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう、指定訪問介護</p>
---	--	--

<p>者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録)</p> <p>第二十条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>		<p>事業者は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名を記載するものとし、当該訪問介護員等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p> <p>(9) サービスの提供の記録</p> <p>① 基準条例第二十条第一項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日、内容（例えば、身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助の別）、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。</p> <p>② 基準条例第二十条第二項は、当該指定訪問介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合に</p>
---	--	---

は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。

また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。

なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、基準条例第四十二条第二項の規定に基づき、当該指定訪問介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(10) 利用料等の受領

① 基準条例第二十一条第一項は、指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定訪問介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割又は2割（法第五十条若しくは第六十条又は第六十九条第三項の規定の適用により保険給付の率が9割又は8割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。

参考：法第五十条、第六十条、第六十九条第三項の規定とは、次のようなものである。

ア 法第五十条、第六十条は、厚生労働省令（施行規則）で定める特別の事情（災害等）により、サービス費用の1割又は2割負担

(利用料等の受領)

第二十一条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

<p>2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>		<p>が一時的に困難な利用者については、保険給付の率を、「9割又は8割超10割以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする規定である。</p> <p>イ 法第六十九条第三項は、市町村の徴収権が時効により消滅した保険料未納期間がある要介護者等については、市町村の定める期間、保険給付の率を7割に引き下げる、とする規定である。</p> <p>② <u>基準条例第二十一条</u>第二項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定訪問介護に係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。</p> <p>なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。</p> <p>イ 利用者には、当該事業が指定訪問介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、</p>
--	--	--

<p>3 指定訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第二十二條 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内</p>		<p>指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ハ 会計が指定訪問介護の事業の会計と区分されていること。</p> <p>③ <u>基準条例第二十一条</u>第三項は、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に関して、<u>基準条例第二十一条第一項及び第二項</u>の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合の交通費（移動に要する実費）の支払を利用者から受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>④ <u>基準条例第二十一条</u>第四項は、指定訪問介護事業者は、<u>基準条例第二十一条第三項</u>の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>(11) 保険給付の請求のための証明書の交付</p> <p><u>基準条例第二十二條</u>は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスでない</p>
---	--	---

<p>容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定訪問介護の基本取扱方針)</p> <p>第二十三条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(指定訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第二十四条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、第五条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定めるところによる。</p> <p>(訪問介護計画の作成)</p>	<p>(指定訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第五条 条例第二十四条の指定訪問介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 指定訪問介護の提供に当たっては、条例第二十五条第一項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。</p> <p>二 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。</p> <p>三 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。</p> <p>四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。</p>	<p>指定訪問介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。</p> <p>(12) 指定訪問介護の基本的取扱方針及び具体的取扱方針</p> <p><u>基準条例第二十三条及び第二十四条並びに基準規則第五条</u>にいう指定訪問介護の取扱方針について、特に留意すべきことは、次のとおりである。</p> <p>① 提供された介護サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、訪問介護計画の修正を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。</p> <p>② 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであること。</p> <p>(13) 訪問介護計画の作成</p>
---	---	--

<p>第二十五条 サービス提供責任者(第六条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p>		<p>① <u>基準条例第二十五条</u>第一項は、サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成しなければならないこととしたものである。訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、訪問介護計画の様式については、<u>事業所ごと</u>に定めるもので差し支えない。</p> <p>② <u>基準条例第二十五条</u>第二項は、訪問介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。 なお、訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</p> <p>③ <u>基準条例第二十五条</u>第三項は、訪問介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。した</p>
---	--	---

【第三の一 訪問介護】

<p>4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。</p> <p>6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。</p>		<p>がって、サービス提供責任者は、訪問介護計画の目標や内容等については、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。</p> <p>④ <u>基準条例第二十五条</u>第四項は、訪問介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、訪問介護計画は、<u>基準条例第四十二条第二項の規定に基づき、当該指定訪問介護を提供した日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>⑤ サービス提供責任者は、他の訪問介護員等の行うサービスが訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。</p> <p>⑥ <u>指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十七年大分県規則第二十七号)第四条第十二号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪</u></p>
--	--	---

<p>(同居家族に対するサービス提供の禁止)</p> <p>第二十六条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知)</p> <p>第二十七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第二十八条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うことその他の必要な措置を講じな</p>		<p><u>問介護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。</u></p> <p>(14) 利用者に関する市町村への通知</p> <p><u>基準条例第二十七条</u>は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第二十二条第一項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第六十四条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定訪問介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p> <p>(15) 緊急時等の対応</p> <p><u>基準条例第二十八条</u>は、訪問介護員等が現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づ</p>
--	--	---

<p>ればならない。</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第二十九条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 サービス提供責任者は、第二十五条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。</p>	<p>(サービス提供責任者が行う業務)</p> <p>第六条 条例第二十九条第三項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。</p> <p>二 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。</p> <p>三 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。</p> <p>四 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。</p> <p>五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。</p>	<p>き速やかに主治の医師（以下「主治医」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。</p> <p>(16) 管理者及びサービス提供責任者の責務(基準 <u>条例第二十九条及び基準規則第六条</u>) <u>基準条例第二十九条</u>は、指定訪問介護事業所の管理者とサービス提供責任者の役割分担について規定したものであり、管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に<u>基準条例</u>第二章第四節（運営に関する基準）<u>及び基準規則第四条から第八条まで</u>を遵守させるための指揮命令を、サービス提供責任者は、指定訪問介護に関するサービス内容の管理について必要な業務等として、<u>基準規則第六条</u>各号に具体的に列記する業務を行うものである。この場合、複数のサービス提供責任者を配置する指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者間での業務分担を行うことにより、指定訪問介護事業所として当該業務を適切に行うことができているときは、必ずしも1人のサービス提供責任者が当該業務の全てを行う必要はない。</p> <p>なお、サービス提供責任者は、利用者に対して適切な訪問介護サービスを提供するために重要な役割を果たすことに鑑み、その業務を画一的に捉えるのではなく、訪問介護事業所の状況や実施</p>
---	--	---

<p>(運営規程)</p> <p>第三十条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p>	<p>六 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。</p> <p>七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。</p> <p>八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。</p> <p>(運営規程に定める事項)</p> <p>第七条 条例第三十条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 通常の事業の実施地域</p> <p>六 緊急時等における対応方法</p> <p><u>七 苦情処理に関する事項</u></p> <p><u>八 虐待防止に関する事項</u></p> <p>九 その他運営に関する重要事項</p>	<p>体制に応じて適切かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の修得及び能力の向上に努めなければならない。</p> <p>(17) 運営規程(<u>基準条例第三十条及び基準規則第七条</u>)</p> <p><u>基準条例第三十条</u>は、指定訪問介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問介護の提供を確保するため、<u>基準規則第七条</u>第一号から<u>第九号</u>までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定訪問介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない(<u>この点については他のサービス種類についても同様とする。</u>)。</p> <p>① 指定訪問介護の内容(<u>基準規則第七条</u>第四号)</p> <p>身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助等のサービスの内容を指すものであること。</p>
---	---	---

② 利用料その他の費用の額（基準規則第七條第四号）

「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定訪問介護に係る利用料（1割負担又は2割負担）及び法定代理受領サービスでない指定訪問介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、基準条例第二十一條第三項により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）。

③ 通常の事業の実施地域（基準規則第七條第五号）

客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること（以下、基準規則第十三條第五号、第十八條第五号、第二十二條第五号、第三十二條第六号、第四十三條第六号及び第八十二條第五号についても同趣旨。）。

④ 苦情処理に関する事項（基準規則第七條第七号）

苦情を受け付けるための窓口の設置、その他必要な措置の内容を指すものであること

<p>(介護等の総合的な提供)</p> <p>第三十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することはない。</p>		<p><u>(以下、他のサービス種類についても同趣旨。)</u></p> <p><u>⑤ 虐待防止に関する事項(基準規則第七条第八号)</u></p> <p><u>従業者に対する研修、苦情処理の体制整備等、虐待防止のために講ずる措置の内容を指すものであること(以下、他のサービス種類についても同趣旨。)</u></p> <p>(18) 介護等の総合的な提供</p> <p><u>基準条例第三十一条</u>は、<u>基準条例第五条</u>の基本方針等を踏まえ、指定訪問介護の事業運営に当たっては、多種多様な訪問介護サービスの提供を行うべき旨を明確化したものである。指定訪問介護事業は、生活全般にわたる援助を行うものであることから、指定訪問介護事業者は、入浴、排せつ、食事等の介護(身体介護)又は調理、洗濯、掃除等の家事(生活援助)を総合的に提供しなければならない(通院等のための乗車又は降車の介助を行う指定訪問介護事業者についても、身体介護又は生活援助を総合的に提供しなければならない。)、また、指定訪問介護事業所により提供しているサービスの内容が、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、生活援助のうち特定のサービス行為に偏ったり、通院等のための乗車又は降車の介助に限</p>
--	--	--

【第三の一 訪問介護】

		<p>定されたりしてはならないこととしたものである。また、サービス提供の実績から特定のサービス行為に偏っていることが明らかな場合に限らず、事業運営の方針、広告、従業者の勤務体制、当該事業者の行う他の事業との関係等の事業運営全般から判断して、特定のサービス行為に偏ることが明らかであれば、本条に抵触することとなる。</p> <p>また、「偏っている」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当するものである。</p> <p>さらに、通院等のための乗車又は降車の介助を行う訪問介護事業者について、知事が法第七十条第一項に基づく指定を行うに当たっては、事業所の所在地の市町村に対して意見を求めることとする（確認すべき事項等については、「通院等のための乗車又は降車の介助」の適正な実施について（平成十五年三月十九日 老振発第〇三一九〇〇二号 厚生労働省老健局振興課長通知）によるものとする。）。</p> <p>なお、基準条例第三十一条の規定は、基準該当訪問介護事業者には適用されない。</p> <p>参考：「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正等</p>
--	--	---

<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第三十二条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めおこななければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。</p>		<p>について(平成十三年三月二十一日 老振発第十七号 厚生労働省老健局振興課長通知)</p> <p>参考:「<u>通院等のための乗車又は降車の介助</u>」の<u>適正な実施について</u>(平成十五年三月十九日 老振発第〇三一九〇〇二号 厚生労働省老健局振興課長通知)</p> <p>参考:<u>介護輸送に係る法的取扱いについて</u>(平成十八年九月二十九日 厚生労働省老健局振興課 事務連絡)</p> <p>(19) 勤務体制の確保等</p> <p><u>基準条例第三十二条</u>は、利用者に対する適切な指定訪問介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。</p> <p>① 指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。</p> <p>② <u>基準条例第三十二条</u>第二項は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供すべきことを規定したものであるが、指定訪問介護事業所の訪問介護員等とは、雇用契約、<u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律</u>(昭和六十年</p>
---	--	--

<p>3 <u>指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等) 第三十三条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p>		<p>法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指すものであること。なお、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、同法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第一条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者(同法に規定する紹介予定派遣又は同法第四十条の二第一項第三号又は第四号に該当する場合を除く。)であってはならないことに留意すること。</p> <p>③ <u>基準条例第三十二条第三項は、当該指定訪問介護事業所の従業者たる訪問介護員等の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。</u></p> <p><u>なお、従業者が受講した研修の記録を整備すること。</u></p> <p>(20) 衛生管理等 <u>基準条例第三十三条</u>は、指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定訪問介護事業所の設備及び備品</p>
--	--	--

<p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>(揭示)</p> <p>第三十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第三十五条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定訪問介護事業者は、訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。</p> <p>(21) 秘密保持等</p> <p>① 基準条例第三十五条第一項は、指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。</p> <p>② 基準条例第三十五条第二項は、指定訪問介護事業者に対して、過去に当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることが義務づけたものであり、具体的には、指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の訪問</p>
--	--	---

<p>3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(広告)</p> <p>第三十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)</p> <p>第三十七条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならな</p>		<p>介護員等その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>③ 基準条例第三十五条第三項は、訪問介護員等がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定訪問介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p> <p>(22) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>基準条例第三十七条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利</p>
---	--	---

<p>い。</p> <p>(苦情処理)</p> <p>第三十八条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>		<p>利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。</p> <p>(23) 苦情処理</p> <p>① <u>基準条例第三十八条</u> 第一項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。</p> <p>② <u>基準条例第三十八条</u> 第二項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定訪問介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定訪問介護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。</p> <p>また、指定訪問介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p>
---	--	--

<p>3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>		<p>なお、<u>基準条例第四十二条第二項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、当該指定訪問介護を提供した日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>③ <u>基準条例第三十八条</u>第三項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定訪問介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p>
--	--	---

<p>6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>(地域との連携)</p> <p>第三十九条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第四十条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>		<p>(24) 地域との連携</p> <p><u>基準条例第三十九条</u>は、<u>基準条例第四条</u>第二項の趣旨に基づき、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。</p> <p>なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、市町村が、<u>老人クラブ</u>、<u>婦人会</u>その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業<u>等</u>が含まれるものである。</p> <p>(25) 事故発生時の対応</p> <p><u>基準条例第四十条</u>は、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、利用者に対する指定訪問介護の提供に</p>
--	--	---

<p>(会計の区分)</p> <p>第四十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>		<p>より賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、<u>基準条例第四十二条第二項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、当該指定訪問介護を提供した日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問介護事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>② 指定訪問介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>③ 指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p> <p>(26) 会計の区分</p> <p><u>基準条例第四十一条</u>は、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等</p>
---	--	---

<p>(記録の整備)</p> <p>第四十二条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日(当該指定訪問介護を提供した日をいう。)から5年間保存しなければならない。</p>	<p>(整備等を行うべき記録)</p> <p>第八条 条例第四十二条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 訪問介護計画 二 条例第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 条例第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録 四 条例第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録 	<p>については、次の関係通知等によるものとする。</p> <p>① <u>介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて(平成二十四年三月二十九日 老高発〇三二九第一号 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)</u></p> <p>② <u>介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成十三年三月二十八日 老振発第十八号 厚生労働省老健局振興課長通知)</u></p> <p>③ <u>指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて(平成十二年三月十日 老計第八号 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)</u></p>
---	---	---

<p>(暴力団関係者の排除)</p> <p><u>第四十三条 指定訪問介護事業者は、その運営について、暴力団関係者（大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）第七条第一号に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けてはならない。</u></p> <p>第五節 基準該当居宅サービスに関する基準</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p><u>第四十四条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当訪問介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当訪問介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は令第三条第一項に規定する者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、3人</u></p>	<p>五 条例第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第二節 基準該当居宅サービスに関する基準</p>	<p>(27) <u>暴力団関係者の排除</u></p> <p><u>基準条例第四十三条は、指定訪問介護事業所を運営するにあたって、暴力団関係者を排除することを規定したものである。</u></p> <p><u>なお、「支配を受けてはならない」とは、代表者及び役員等について暴力団関係者が含まれてはならず、また、その運営について、暴力団関係者に少しでも有益な行為を行ってはならないこととしたものである。(以下、他のサービス種類についても同趣旨。)</u></p> <p>4 基準該当訪問介護に関する基準</p> <p>(1) <u>訪問介護員等の員数（基準条例第四十四条）</u></p> <p>基準該当訪問介護事業所における訪問介護員等の員数については、3人以上と定められたが、これについては、訪問介護員等の勤務時間の多寡にかかわらず員数として3人以上確保すれば足りるものである。ただし、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数等を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。</p> <p>その他については、指定訪問介護事業所の場</p>
---	--	--

【第三の一 訪問介護】

<p>以上とする。</p> <p>2 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。</p> <p>3 基準該当訪問介護の事業と<u>第一号訪問事業(旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。)</u>とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>市町村の定める当該第一号訪問事業の人員</u>に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第四十五条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第四十六条 基準該当訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、</p>		<p>合と同趣旨であるため<u>第三の一の1の(1)</u>に準じて取り扱うべきものである。</p> <p>なお、サービス提供責任者については、常勤である必要はないが、指定訪問介護における配置に準じて配置することが望ましい。</p> <p>(2) 管理者 (<u>基準条例第四十五条</u>)</p> <p>指定訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、<u>第三の一の1の(3)</u>を参照されたい。</p> <p>ただし、管理者は常勤である必要はないことに留意するものとする。</p> <p>(3) 設備及び備品等</p> <p><u>基準条例第四十六条</u>は、基準該当訪問介護事業所の設備及び備品等についての規定であるが、</p>
--	--	---

<p>基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 基準該当訪問介護の事業と<u>第四十四条第三項に規定する第一号訪問事業</u>とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、<u>市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすこと</u>をもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(同居家族に対するサービス提供の制限)</p> <p>第四十七条 基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、規則に定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る次条において準用する第二十五条第一項の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(同居家族に対するサービス提供の制限)</p> <p>第九条 条例第四十七条第一項の規則に定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。</p> <p>一 当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合</p> <p>二 当該訪問介護が、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合</p> <p>三 当該訪問介護が、条例第四十四条第二項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指</p>	<p>指定訪問介護事業所の場合と基本的に同趣旨であるため、<u>第三の一の2</u>を参照されたい。</p> <p>(4) 同居家族に対するサービス提供の制限 (<u>基準条例第四十七条及び基準規則第九条</u>)</p> <p><u>基準条例第四十七条</u>は、<u>基準規則第九条</u>各号に定める場合に限り、同居家族である利用者に対するサービス提供を例外的に認めることを定めたものである。</p> <p>特に、<u>基準規則第九条</u>第一号にあるとおり、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護による訪問介護だけでは必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めた地域において認められるものであり、市町村は、その運用に際して次に掲げる点に留意するとともに、当該地域における指定訪問介護の確保に努めることとする。</p> <p>① 市町村は、同居家族に対する訪問介護を行うおうとする訪問介護員等が所属する訪問介護事業所から、居宅サービス計画の写し等、同</p>
--	---	--

	<p>示に基づいて提供される場合</p> <p>四 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合</p> <p>五 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合</p>	<p>居家族に対する訪問介護が認められるための要件が満たされていることを確認できる書類を届け出させ、これに基づき基準該当居宅サービスとしての実施を認めるものとする。</p> <p>② 市町村は、いったん認めた同居家族に対する訪問介護について、事後的にその要件を満たしていないと認めるときは、保険給付を行わず、又は既に行った保険給付の返還を求めものとする。</p> <p>③ 市町村は、<u>基準規則第九条</u>各号に規定する要件に反した訪問介護が行われている場合は是正の指導のほか、当該同居家族に対して行われている居宅サービスとして、当該訪問介護員等による訪問介護のほか、他の居宅サービスが適切に組み合わせられているかどうか等を点検し、状況に応じて必要な助言を当該同居家族及び基準該当訪問介護事業者に対して行うものとする。</p> <p>④ <u>基準規則第九条</u>第五号に規定する、訪問介護員等が同居家族の訪問介護に従事する時間の合計時間が当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないという要件は、同居家族の訪問介護が「身内の世話」ではなく、「訪問介護事業所の従業者による介護」として行われることを担保する趣旨で設けられたものであるが、こうした趣旨を</p>
--	---	--

<p>(準用)</p> <p>第四十八条 第一節及び第四節(第十六条、第二十一条第一項、第二十六条、第三十一条並びに第三十八条第五項及び第六項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二十条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条第二項及び第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第二十一条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二十五条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十四条第二項」と、「第二十九条」とあるのは「第四十八条において準用する第二十九条」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第十条 第四条から第八条までの規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第九条」とあるのは「第四十八条において準用する条例第九条」と、第五条中「第二十四条」とあるのは「第四十八条において準用する条例第二十四条」と、同条第一号中「第二十五条第一項」とあるのは「第四十八条において準用する条例第二十五条第一項」と、第六条中「第二十九条第三項」とあるのは「第四十八条において準用する条例第二十九条第三項」と、第七条中「第三十条」とあるのは「第四十八条において準用する条例第三十条」と、第八条中「第四十二条第二項」とあるのは「第四十八条において準用する条例第四十二条第二項」と、同条第二号中「第二十条第二項」とあるのは「第四十八条において準用する条例第二十条第二項」と、同条第三号中「第二十七条」とあるのは「第四十八条において準用する条例第二十七条」と、同条第四号中「第三十八条第二項」とあるのは「第四十八条において準用する条例第三十八条第二項」と、</p>	<p>踏まえつつ、当該市町村の訪問介護の基盤整備の状況など地域の実情に応じて、当該要件をある程度の幅をもって運用することは差し支えないものとする。</p> <p>(5) 運営に関する基準</p> <p><u>基準条例第四十八条及び基準規則第十条の規定により、基準条例第二章第四節(第十六条、第二十一条第一項、第二十六条、第三十一条、第三十八条第五項及び第六項を除く。)並びに基準規則第四条から第八条までが基準該当訪問介護に準用されるものであるため、第三の一〔訪問介護〕の3の(1)から(5)まで及び(7)から(27)まで((10)の①及び(18)を除く。)</u>を参照されたい。この場合において、準用される<u>基準条例第二十一条</u>第二項の規定は、基準該当訪問介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額(100分の90又は100分の80を乗ずる前の額)との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けること</p>
--	---	---

【第三の一 訪問介護】

	<p>同条第五号中「第四十条第二項」とあるのは「第四十八条において準用する条例第四十条第二項」と読み替えるものとする。</p>	<p>を禁止する趣旨である。なお、当該事業所による訪問介護が複数の市町村において基準該当訪問介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。</p>
--	---	--

別表 1

常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数

利用者の数	①に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者
40 人以下	1	1
40 人超 80 人以下	2	1
80 人超 120 人以下	3	2
120 人超 160 人以下	4	3
160 人超 200 人以下	5	4
200 人超 240 人以下	6	4
240 人超 280 人以下	7	5
280 人超 320 人以下	8	6
320 人超 360 人以下	9	6
360 人超 400 人以下	10	7
400 人超 440 人以下	11	8
440 人超 480 人以下	12	8
480 人超 520 人以下	13	9
520 人超 560 人以下	14	10
560 人超 600 人以下	15	10
600 人超 640 人以下	16	11

別表 2

常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数（居宅基準第五条第五項の規定の適用を受ける指定訪問介護事業所の場合）

<u>利用者の数</u>	<u>居宅基準第五条第五項の規定の適用を受ける指定訪問介護事業所が置かなければならない常勤のサービス提供責任者数</u>	<u>常勤換算方法を採用する事務所で必要となる常勤のサービス提供責任者数</u>
<u>50 人以下</u>	<u>3</u>	<u>3</u>
<u>50 人超 100 人以下</u>	<u>3</u>	<u>3</u>
<u>100 人超 150 人以下</u>	<u>3</u>	<u>3</u>
<u>150 人超 200 人以下</u>	<u>4</u>	<u>3</u>
<u>200 人超 250 人以下</u>	<u>5</u>	<u>4</u>
<u>250 人超 300 人以下</u>	<u>6</u>	<u>4</u>
<u>300 人超 350 人以下</u>	<u>7</u>	<u>5</u>
<u>350 人超 400 人以下</u>	<u>8</u>	<u>6</u>
<u>400 人超 450 人以下</u>	<u>9</u>	<u>6</u>
<u>450 人超 500 人以下</u>	<u>10</u>	<u>7</u>
<u>500 人超 550 人以下</u>	<u>11</u>	<u>8</u>
<u>550 人超 600 人以下</u>	<u>12</u>	<u>8</u>
<u>600 人超 650 人以下</u>	<u>13</u>	<u>9</u>